

第3回 東近江市立学校通学区域審議会 会議録

- 日 時 令和4年3月23日(水)午後6時30分から午後8時48分まで
- 場 所 能登川コミュニティセンター2階学習室1、2、3
- 出席者 委員18名、事務局
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・第2回東近江市通学区域再編計画案に係る意見、質問について
 - ・関係自治会への通学区域再編計画(案)に係る説明会開催状況及び説明会における意見について
 - 3 その他
 - ・第3回審議会日程について
 - 4 閉会

1 開会

委員18名全員の参加により審議会成立。
傍聴希望者あり。傍聴許可。

2 議事

- 第2回東近江市市通学区域再編計画案に係る意見、質問について
事務局より説明

Q 転校に伴う子どもの精神的な負担、メンタルに関しての対応は。

A 転校後子どもの様子を観察し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制を整えることや、事前に学校間で交流会や協同学習を行うことを意見として頂いたので検討していきたい。また、教職員による引継も十分に行います。その他の対策も検討しながら転校に伴う子どもの心のケアはしっかりと行います。その他、年度は限定する必要はありますが、校区外通学の条件緩和なども検討したいと思います。また、特別支援学級の児童については、児童の特性上、特段な配慮が必要な場合、特性を伺いながら丁寧な対応を進めていきます。

Q J R琵琶湖線東側の中にもうひとつ学校があっても良いのではないかと。

A J R琵琶湖線東側で人口の増加が進む可能性は否定できませんが、現段階でどれだけ増えるのかを予測する事は困難です。よってその場合にはJ R琵琶湖線東部の地域でもう一校と考えられることもありますが、現時点ではまだ検討に入る段階ではないと考えています。

Q 学区選択制は考えられないか。

A 学区選択制は県内では大津等で実施されているものの、実施には近い学校を選択されていると伺っています。特色が明確な私立学校であれば、選択する指標もあるのですが、公立の学校では、学校の特色や目標などを打ち出してはいても、保護者、子どもからは見えにくく、実際に遠方の学校を選ばれることは少ないかと思われます。そういったことから学校選択制の導入は現時点では考えていません。

Q なぜ校区再編を検討するのが今なのか、これまでに考えるべきだったのではないかと、いつ頃から検討を始めたのか。

A 平成31年度の佐生町等の大規模な市街化区域編入時点で今後児童数が増えることは考えられましたが、その時点では同編入区域での開発の見込みが読めないため、状況が見えて来た、開発の動向が見えてきた段階で検討するものと判断しています。今回、ある程度開発の予定が見えてきて、0歳児人口の大きな増加があった令和3年5月時点の調査結果を受けて、現在検討をお願いしているものです。

Q 今後の児童数の推移は。35人学級になると能登川南小学校でまかないきれぬのか、能登川南小学校がまた増えていくのではないかと。

A 1回目に提示した資料では、児童数の推移は検討の最初、学区再編が必要と考えられる旨の資料であり、学年途中の転校と対応した資料ではないという指摘が審議会後に委員からあり、資料を追加で配っています。

資料1の表の上段は現在の校区のまま、校区を変更しない場合の推計です。令和3年5月1日時点の住民基本台帳人口に住宅開発等による推定の増加数を加えています。増加数の推定については、近くの開発分譲地の人口増加を参考にし、見込まれる市街化区域だった分譲開始時期毎、開発地域の推定戸数毎にあてはめて計算をしています。上段には学年別の児童数、下段にはクラス数を記入しています。クラス数の算出にあたっては、各学年一定数の特別支援の児童を見込んでいます。

能登川東小学校は、令和6年度の推計が421人、令和12年の推計は285人となっています。能登川西小学校は令和6年度で160人、令和12年度は148人です。能登川南小学校は令和6年度で826人、令和12年度は1016人です。令和6年度の能登川南小学校のクラス数を見ると25クラスとなっています。計算にあたって、特別支援の方に一定のクラス数を出していますので、この25という数字は普通教室の推定必要数であり、これに加えて、特別支援教室が必要となります。

また、中段の表は令和6年度に在校生を含めて、新しい校区の学校に一斉に移った場合の人数です。在校生を含め、令和6年度に学校を移る場合、能登川東、西、北小学校で各学年共、概ね2から4クラスになることが想定されます。また、参考として、下段に令和6年度の新入生から新しい学校に入学する場合、在校生が転校しない場合の人数を載せています。

資料2、能登川南小学校教室配置図をご覧ください。黄色の部分が現在の普通教室、又は特別支援学級で使用している箇所、全部で25教室となります。内訳としては、普通教室が20教室、特別支援学級が5教室となっています。次に緑色の部分は理科室や音楽室等の特別教室です。少人数教室や多目的室を含め、全部で10教室となります。その他、青色の部分は職員室などの諸室、赤色の部分はトイレになります。本校舎は昭和56年度に1学年3クラス、計18クラスを想定して建設されました。その後、児童数の増加によって平成18年度に9クラス分増設されて、現在に至っております。この現状図の通り、余裕教室はない状況ですが、特別支援学級一部屋を間仕切って2部屋にする等の簡易な改修することによって普通教室を確保できる可能性はありますが、今後の急激な児童数増加に対応していくことは困難になります。また、現在の敷地内での増築につきましても、余分な敷地はなく学校規模の適正化を図るという観点からも通学区域の再編を進める必要があると考えています。

以上のことから令和6年度からの校区再編を想定しているものです。

○審議意見

委員 資料では令和6年度から令和12年度まで、能登川南小学校の数がかなり増えている。林、レインボーシティ、山路の子どもの数はピークアウトしていると思うが、この増加は既存の地域か、それとも新しく開発される地域と捉えているのか。

事務局 増加分はおおむね新しく開発される地域である。

委員 開発許可を出される際に教育委員会にも協議があると思うが、それなら新しくできる地域を動かして、既存の地域をそのままということは可能ではないか。

事務局 新たに市街化区域に編入される地域は、その大半が現在、南小学校区であり東小学校への通学距離も1キロメートル以上遠くなるため、その地域の校区変更は適切ではないと考えている。

委員 能登川南小学校は昭和56年建築で老朽化も進んでいる。この際建て替えは考えられないか。

会長 事務局として今回の諮問案となった経緯を建て替え案を含めて説明願いたい。

事務局 新しく市街化区域の編入になった時点で、子どもの数が増えることが考えられたのではないかという意見については、市街化区域編入という時点では、今後の開発見込みが読めなかったが、開発の動向が見えてきた段階で検討すると判断しており、今回ある程度開発の予定が見えてきたため、通学区域の再編という形で検討をお願いしている。

南小学校を増築するという話があるが、校舎の過密状況という点で、図面のとおり教育の環境上、好ましくないと考えている。また学校の管理指導上、子どもたちが学校生活を送るために、適切な配置となる様な増築場所がなく、増築というのは考えられないという判断をしている。

市街化区域に新たに編入された部分については、元々、南小学校であったこと、東小学校への通学距離は、南小学校よりも1キロメートル以上遠くなるということで、この案も難しいと判断している。

能登川の地域全体の校区を見直すといったことも検討したが、今回はまず南小学校の過密の解消を主な目的と考えている。現在の4つの小学校の配置から考えると、能登川地域全体の再編というのは難しいと判断をしており、全体的な見直しについては、全校舎の建て替えのタイミングでないと適さないと考える。

佐野町、本町地区の部分を実東小学校にということも検討したが、JR琵琶湖線の垣見踏切を横断することになり、危険であり、通学距離も遠くなることで、案からは省いている。

山路町を西小学校、林町、レインボーシティを実東小学校とすることについて、レインボーシティは、通学距離は変わらないが、山路町と林町は少し短くなる。それぞれの自治会である程度の児童数があり少人数の変更ではないので、心理的な影響は比較的少ないということで、このような判断となっている。

新設の駅前マンションについては、通学距離、通学の安全面共に特に課題といったことは考えられないので、東小学校区としている。

長勝寺、神郷を実南小学校とすることについては、遠距離通学が解消できる両地区は、児童数が比較的少ないので、林町、山路町、レインボーシティの校区を変更した場合、南小学校での受け入れが可能であると判断している。こういった検討を行い、まず、南小学校

の過密化の課題の対応として、山路町は西小学校、林町、レインボーシティは東小学校へ変更することにより、学校規模の適正化を目指し、併せて遠距離通学の解消のため、今回の諮問案となったもの。

能登川南小学校は築40年近くとなっている。その間、大きな改修工事というのはほとんど行ってない。ただ、トイレについては、平成29年度に和式から洋式へ改修工事を行い、今はきれいなトイレを使っただけしている。大きな改修をする時期にはきているので、そのあたりも考えている。

委員 諮問案を作る段階で他への合意形成はできているのか。なぜ、諮問案を出す前に地元自治会等の意見を聞かなかったのか。

事務局 校区変更の手続き上、事務局で案を作成し、審議会で審議することとなっている。審議過程で地元の意見を聞く機会も設けており、十分議論は尽くせるものと考えている。

委員 審議会で答申をするということは、一定、本市の学区再編の方向性を決めてしまうことなので、重たいものを返さないといけないと思うが、仮に学区編成すべきと答申をした場合、地元から反対意見が出た場合、どちらが通るのか。

事務局 答申の内容を踏まえて教育委員会で方針を決定していく。

委員 審議会が諮問案とは違う答申をした場合、教育委員会の判断が違う方向へ進むこともあるのか、学区再編をしないということもあり得るのか。

事務局 審議会の答申を尊重し、教育委員会で最終判断するため、違う方向性を示された場合は、そちらの方向で決定する可能性もある。

会長 私たちが最終答申した結果をもって、教育委員会（教育長と委員4人）の中で最終的に決定される。ただ、私たちが答申する中身は、この案で良いのかどうかを審議することになるし、第2回の時にも、もうこの案でいくしかない、どうしても避けられない、ということは皆、共通理解できたわけである。でも、いろんな課題が、地域や保護者から意見が出るからそのことについては十分に対応して欲しい。例えば子どもたちの心のケアの課題に対応して欲しいとか、この後出てくるが、通学路の安全をきちんと図るとか、いろんな保護者の思いとか、地域の思いをくんだ形になるようなことを事務局として対応して欲しいということは、答申として出さないといけなくなると思う。

第2回では避けて通れない。でも、長勝寺、神郷、林、山路、レインボーを押し出す形になる、そのことについてはどうするのか、という意見も出ていた。それと、今、答弁されたように、十分検討してくれたのか、どういう段取りで検討してここに案として出してきたのか、という質問があった。今、委員が言われるように私たちは答申をするが、私たちが細かい所を全て決めるということではなく、大筋の部分を答申することになると思う。大筋の部分は、皆さんの意見をこれから集約された形になると思う。

今の質問に対しては、私たちの答申を受けて、教育委員会事務局として、教育委員会に諮られると、教育委員会の規則の中でこのことを最終的に決定される。最終的に5人の教育委員が決定されると思われたら良いと思う。よろしいですか。

事務局 会長が言われるとおり、最終的に決定するのは4人の教育委員と教育長で構成される、教育委員会である。

会長 よく間違えるのは、教育委員会というと、教育委員会事務局のメンバーを指す場合と5人の教育委員のメンバーの委員会を指す場合があるが、今言う教育委員会は5人の教育委員のメンバーが最終的に決められる。

委員 平成17年に再編が検討されて以来、その後状況が変化してきた中で、あまりにも南小学校1校に集中し、敷地及び校舎が足りないことから、将来を見込んで今しか再編することができない、またする必要があるということは、皆さん理解されていると思う。しかし、当事者からすれば、なぜ私のところなのかというところがある。その中で旧公民館跡地があり、校舎というのはコンセプトをもって増築なりきちんとしていかないと教育環境が悪化してしまうということだが、素人目から見ると活用できると思うが、もう少し説明を。

事務局 旧公民館は切り離された場所でもあり、学校の管理指導上、子どもたちが学校生活を送るという部分において、配置的に適さないため、そこへの増築は難しいと考えている。

委員 南小がそのまま大きくなってもよいというわけではないが、あと10年すればピークアウトして減っていくのではないかという見込みもある。私も見ているが駅周辺にお住まいの方が多くなってきている。南小に集中するととても足りないと思っているので、過密を避け学校環境、教育環境を何とか良くするためにはどうしても必要なのだということを説得力のある言葉で説明を。

会長 学校教育に関わる教育課程、いわゆるカリキュラムがどうか、授業の仕組みがどうか、学年の配置の仕方がどうか、子ども達の指導に直接関わってく施設のありようがあるかと思う。もし説明していただけるなら、どうぞ。

事務局 学校の過密化について、学校が大規模化をしていくことの一番の課題は、子どもたちをきめ細やかに見られないということ。例えば、いじめ、不登校について、大変心配だという声があったが、令和2年度のいじめの県の総数は、8,223件あり、学校平均では約40件ある。大規模な学校になると、その2倍、3倍となる。学校はいじめのケースは1件1件が非常に大切に、ケース会議をしたり、生徒指導をしたりして対応しているが、100件以上のケースをひとつひとつ丁寧に解決していくというのは困難で、大規模校の課題はあると思う。不登校については、滋賀県の令和2年度で1パーセントの児童が不登校となっているが、1,000人規模の学校だと10人ぐらいになるが、実は30日以上の不登校になってから課題を話し合っても遅いということがあり、年間7日以上欠席からケース会議を始めるとなると、非常に多くの子どもをケース会議で相談していかなければならない。大規模校ではそのような課題がある。

特別教室についても、現在、音楽教室がひとつだが、週の授業は29コマあり、新学習指導要領では、音楽の時間は音が非常に大きいということで特別教室を使っており、例えばリコーダーは音が響くので、3年生以上で音楽室を使った場合、3、4年生は週に換算すると1.7時間、5、6年生は1.4時間で、週1.5で計算しても、今の能登川南小学校の状態だと、4クラスが限界ということになり、大規模化すると音楽室でもなかなか使えないという施設上の問題も出てくる。これが大規模化していく学校の難しさであり、国の方も2から3クラスが適正と話している根拠である。

会長 二つ目の議題、各自治会への説明会の報告をお願いします。

○関係自治会への通学区域再編計画（案）に係る説明会開催状況及び説明会にいける意見について

事務局 2月8日に神郷、26日に長勝寺、27日にレインボーシティ、3月12日に林町、13日に山路町の説明に伺った。説明会では、能登川地区通学区域再編案について、第1回の審議会ですべての内容で、諮問書の説明をして参加者から意見をいただいた。

多くの自治会で多数の意見が出された内容について報告する。子どもの転校による心理的なケアやいじめへの心配について意見があった。令和6年度に一斉に転校することに関し、教育委員会からは事前に交流事業を行うことや、クラス編成で配慮すること、教職員で丁寧にフォローしていくと説明したが、転校は子どもへの負担が大きく、いじめや不登校への心配といった意見が出された。

また、子どもに配慮していない転校に関して、一斉転校ということもあり、手続き的には一斉の転校になるが、6年生や支援学級に在籍する子どもについて、柔軟な対応が必要な部分もあると答えた。新入学生からの編入を望む声も多くあり、審議会に報告すると答えた。子どもの心にケアやいじめへの心配について、転校によるいじめの報告はないと答えた。

学校が変わることによる、制服や体操服、かばんの買い替えの必要性の質問には、継続して使用を認めるということは可能であると考えていると説明している。この際、制服をなくせば、といった意見もあったが、学校との関係もあり、検討課題であると答えた。

通学路の安全対策には、現在使っている通学路を使い、さらに必要な安全対策は可能な限り、道路管理者、警察等、関係機関と協議をし、実施を考えていると答えた。

学校入学を考えて幼稚園、保育園を選択している方や、行きたい小学校があり土地を買ったのに、まだ住まわれていない方に南小を譲るといようなことは納得できない、という意見があり、審議会に報告すると答えた。

北小学校の検討をしないことについては、今後、複式学級になる可能性もあり、コミュニティの拠点でもある学校の存続にも関わる課題であることから、今回の再編案には含まないと答えた。

審議会やその議事録、情報提供について、情報公開請求の話をした自治会もあるが、自治会で認められれば、ホームページで公開していきたいと考えている

審議の期間が短いという意見には、短い期間ではあるが十分審議いただくと答えた。

卒業アルバムについても心配されているという意見があった。いろいろな方法を検討するという事で答えている。

・地区ごとの報告について

神郷は、世帯数が83、児童数20名、未就学児16名、参加者おおよそ30名。

通学区域再編計画案に関する項目が多く、1番から34番までがその内容。1回目の審議会で、通学距離が短くなるということを説明したが東小学校を南小学校に変更しても距離としては数百メートルしか変わらない、神郷はひとつの登校班ということから、場所によっては遠くなる場所も出てくる。南小学校の人数削減と小規模の自治会である

神郷、長勝寺が児童数の多い小学校に移ると、混乱するといった意見があった。

一方で、再編案についてバランスがとれていて、神郷から南小学校の方が、距離が近くなるから良いといった意見もあった。

能登川をひとつのブロックと考えて、全体での再編の考えはないか、といった意見もあり、今すぐ、全体を再編することは難しく、ある程度数字が見えてきた段階で再編

案を作ることになると説明している。

通学路については、神郷は本来通学バス利用基準である3キロメートルに満たない地区であるが経過措置としてバス通学としている。南小学校への通学は自動車通行量、道路横断等の危険箇所が多く、安全面の心配からバス通学が廃止になっても、東小学校への通学路の方が、安全性が高く、安全な通学を選びたいといった意見があった。

体操服、かばんに関しては、買い替えの必要性について、継続して使用できると説明をしている。

神郷の説明会場では、通学バスがなくなって徒歩通学になっても、東小学校へ通学したいといった意見が多くあった。その場で自治会長が参加者に再編案に反対の方の挙手を求められ、大半が挙手されたということである。この件について、審議会に報告するということでお答えした。通学バスについて、神郷だけがバスを廃止して、乙女浜のバスを継続するのは不公平との意見があった。乙女浜は、通学距離が3キロメートルを超えていることから、経過措置ではなく、規則に則り運行していると説明をしている。

市長、教育長宛に神郷自治会長から保護者と役員の方の現在の東小学校区域の継続について要望が提出された。

長勝寺は、世帯数が99、児童数が18名、未就学児が16名、参加者数はおよそ20名。南小学校への転校に関して、令和6年度に一斉に変わるのか、新入生から変わるのか、兄弟姉妹の関係や、一斉に変わらなければ小さい字で違う学校に行くことや、子ども会について、心配される意見があった。通学距離は短くなるが、通学路の安全対策をきちんとして欲しいといった意見が出された。

林町が東小、山路町が西小に行かないと進まないのではないかとといった意見もあり、再編案については、おおむね理解されているように見受けられた。

レインボーシティは、世帯数が98、児童数が71名、未就学児が47名、参加者はおよそ70名。たくさん意見があり、資料もかなり分厚くなっている。子どもの転校について、多くの意見が出されている。

子どもの在学中の一斉転校のメリットは何なのか、一年早く新しい学校に行けないのか、どういうフォローをされるか、子どもたちの意見が反映されていない、卒業アルバムはどうするのか、といった意見があった。また、転校した子の不登校率、いじめの発生率についての質問があり、審議会に報告すると答えている。これについては、0件であった。

通学路の安全確保をお願いする、審議会について校区変更以外の対応はないのかという意見については、再編案が最適だということで諮問しており、この案に対してどういう問題があるか、実際に実施した場合にどういう意見があるか、ということ審議いただき、それを教育委員会に答申され、その答申を受けて市が決定するという流れを説明した。

反対意見があがれば、計画の見直しがあるのかという意見には、そういった意見を審議会に報告し、その意見も含めて最終的には審議会で判断されると説明した。答申までに再度の説明を求められる意見もあった。

状況はわかるが、犠牲になるのはなぜ自分の子どもなのか。同じ能登川地区で制服、私服、ランドセル、ランリックの違いがあるのはおかしいといった意見があった。

能登川南小学校については、拡張できないのか、旧コミュニティセンターの活用はどうかの質問には、増築は出来ない、普通教室だけではなく、特別教室も必要であり、学校において、運用上、指導管理上、配置も大切なことなので、そのあたりが難しくなると回答した。

南小学校を東小学校に変更しても、距離が短くならないし、交通量の多い県道2号が危険といった意見もあった。

林町は、世帯数は412、児童数42名、未就学児96名、参加者がおよそ40名。

東小学校に移ると東小学校が過密化するのではないかという質問には、東小学校はかつて1,000人規模の学校だったので、教室数は十分確保できると答えている。

林町も山路町も同じ西小学校へ行けないかという質問には、西小学校は、現在1クラスの学校で、林町が西小学校へ移ると教室が不足すると答えた。

子どもたちがこういう案が出ているということ知って不安に思っているので、納得できるようにするにはどのように説明すればよいかという意見があったが、今、審議会に諮っている状況ですので、検討段階であると伝えている。通学区域の意見も多く、資料の1番から99番までになっている。

山路町は、世帯数が635、児童数が115名、未就学児が15名、参加者がおよそ130名。人生設計を考えて山路に住んでいる、子どもの小学校を考えて幼稚園を選んでいけるとの意見があり、審議会にきちんと報告すると答えている。

より良い教育環境ということで、山路を南小から西小に変更する以外の選択肢はないのか、提案されている案以外の案はないのか、数合わせをしているのではという意見には、事務局として最良の案を提示して審議していただいていると答えたが、詳細検討内容は先ほどの説明のとおり。

通学路は西小学校に行く方が危険という意見もあった。学童保育の増設についても意見があり、教育委員会の所管ではないが、連携して進めていくと答えている。

自治会説明会に審議会は説明に来ないのかという意見があり、審議会に意見や質問内容等を伝えると答えている。山路町も通学区域再編の意見が多く、資料の1番から62番までがその内容になっている。

会 長 自治会説明の報告を受けた。膨大な資料となるが、今の報告は要約になる。意見、質問等はないか。

委 員 地元説明では、その意見について、審議会に報告するというのが多かったが、これを聞いていると、ほとんど審議会が責任を持たないといけないと、ここの委員も思われると思う。最終的には教育委員の方で責任を持ってもらわないといけないという話になる。

増築、新築ができないと言われたが、例えば、今の林町が西小学校にいけないのかという話があり、それなら、西小学校なら敷地もたくさんあるので、西小学校の増築というのは考えられないのだろうか。

事務局 審議会に諮ることは、以前からも伝えていたように、地域の意見を報告し、それを審議の参考にするという意味で報告しているので、それを判断材料に、審議会は答申をされるということであり、最終責任をとるということではない。

会 長 他に意見はないか。

委 員 いろんな意見が自治会から出ていると思うが、どれも最初から予想は出来たことと思う。

1回目も2回目もいろんな委員から意見が出て、こういう反対意見が多いだろうと予測されていたと思う。こういうケースで学区再編がされている市町が全国的にたくさんあるなかで、リスクをできるだけ軽減して、子どもたちが負担なく、学校生活を送れるような前例がたくさんあると思う。自治会から出てきた意見に対して、教育委員会としての意見を持たれていると思う。長浜市でも同じように学区再編した。その時もいろいろ意見があり、経過措置を取られた。教育委員会として、充分調べた上で動いているのかを聞きたい。

事務局 今回、校区変更の対象地区にまわっているの、当然こういった意見になると思う。他の自治会は回っていないが、おそらく再編案を理解されている方も多くいると思う。そういったことも踏まえて、審議会の皆さんには判断をいただきたい。

委員 一番問題になるのは、動かなければいけない自治会の方がこれだけの反対意見を出していること。納得させられない限りは当然大きな問題が残る、という話をされている。だからこそ、その自治会を最初に説明会をして、どんな意見を持っているかを聞きに行かれた。他の自治会で話をすれば、理解が得られ、意見が尊重されるから、学区編成で動く自治会から反対意見は出ているから、推し進めようというふう聞こえるが。

事務局 賛成意見も反対意見も両方あるという意味である。

委員 自治会の総論として、学校編成に賛成するところはなかったわけで、それに対して、どう対応されるのかが問題である。他の地域で賛成が多いから良いではない、ということではないと思う。自治会の方は、審議会で諮ってどういう回答になったか、ということも聞かれていない。審議会で諮りました、審議会は学区編成をよしとしました、はい、終わりですと。それでは、自治会が言った意見に対して、審議会が無視して進めてしまったともなりかねない。教育委員5名の方は諮問したところ、答申でOKとなりました、だから我々もOKを出します、という言い方をされると思う。そうすると審議会の責任はとてつもなく重いものになると思う。だから、他の地域も聞くべきだと思うが、今、主に置くべきは反対意見を出している自治会に対しての説得であったり、説明であったり、誰がいつどのように言って、その結果をこの審議会にあげてもらえるか。審議会に対して、自治会でこんなに問題になりましたが、説明会をやって、十分に話をし納得することができました、という話をもらえないと、この審議会ではマルは出せない。自治会単位での移動というのを教育委員会としてはあげているので自治会としてどう思うかが大切である。

事務局 自治会の賛成、反対を求めているわけではない。自治会単位で移動するようにこの案はなっているが、自治会として同意していただくとは思っていない。

委員 誰がどう同意すれば、地元の同意が得られたと判断されるのか。

事務局 地元の全ての方に賛成してもらうのは不可能だと思っている。こういったいろんな意見があるということをもって、この審議会では議論していただきたいと思っている。

委員 いろんな意見が、この審議会では結論を出す時の障害になっている。実際に動かないといけな自治会の皆さんは、おおむね反対していますよと我々に話されて、でも、反対の意見が出るのはわかっているけれども、学区編成をなささいという重い十字架を背負って答申をして欲しいということですか。委員からすれば、そこはある程度解決してもらえないと困るというのが意見かと。皆が反対している状態で、答申をとと言われても答えを出せない。その重い十字架を背負うことは出来ない。

我々も一定の影響を持つわけですから。7月には答申を決めないといけなないので、スケジュール的にも無理があるのではないかと。

会長 少し付け加えると、諮問を受けて第1回、第2回と審議をして、第2回の諮問を受けた時に、皆さんの個人個人の意見を聞いた時には、この案でいくしかないという意見があり、

委員が言われたように、まだ課題がありますよ。だからそれに対して、該当する自治会は5つになるが、そこに理解を求めてくださいと。当然、この案については、各自治会は反対されるでしょう。それはここにいる委員の皆さんも思っていました。でも、少しでも理解をしてもらってください、理解をしてもらおう努力を、事務局が自治会に出て行って、やってくださいということをお願いした。そういうものがあって、理解を深めていただくために一生懸命足を運んでいただいく中で、またいろんな報告を私たちが受けて、最終的に判断させていただくというのが審議会の形です。そういう意味からいくと、今、委員が言われるように、この回数だけではとても理解を求めるところに至っていない、事務局がもっと努力をしてください、審議会の回数が少ないのではないですかと、言われたのですが、私もまったく同感です。いったん、この中身についてはまとめていただくということで、よろしいですか。他に何か別の意見はありますか。

それでは、私も今、聞かせていただいた中で、いくつか確認したいことがあり、その中でまた、皆さんの意見を伺う。

学年途中で転校する子どもたちが当然いるわけですが、保護者さんの反発が多いことについて事務局はどのように考えているのか、一年生からの転校を望む声が多いということについての対応や課題を事務局はどのように考えているか、という質問が自治会の中から出てきている。事務局としてはどうですか。

事務局 転校に伴う子どもの心のケアというのはしっかり行っていないといけないと思っている。転校後の子どもの様子をしっかりと観察し、必要があれば専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を整えていく必要があると思っている。年度といった限定はあるかもしれないが、校区外通学の条件の緩和も検討していく必要があると考えている。また、事前の交流会で他の子どもさんと交流を深めていくことも考えている。転校によるいじめや不登校については、今のところ実績としては0件と答えているが、いろいろ心配はあると思う。教職員による引継会といったものをしっかりと実施していきたいと思っている。

新1年生から転校することについては、今後の人口動態を見ていくことも大切であり、地元の意向も確認しながら、順次移行することが可能であるかどうかも検討していきたいと思っている。ただ、同一自治会の中で子どもさんが別の学校に通うことが可能かどうかを検証する必要もあり、兄弟姉妹がいる場合、別の学校に通うことに問題はないのか、ということも検証する必要があると思っている。また学校では地区別の活動というのもあるので、そういったものをどのようにするかという課題もあるかと思っている。

会 長 大変難しい。学校現場でかなりたくさん課題を抱えてもらわないといけない事実があるが、今、話になってきたようなことに何か意見のある方いらっしゃるか。

委 員 検証していかなければならないという話があったのですが、他に例がたくさんある中でどういう問題が起きたかとか、どういう事例があったかとか、いろんな市町に聞けばわかると思うので、それをもっと提示して欲しい。

会 長 全国のあちこちでこういう状況があって、検証されて、進めておられるので、そういった例を集めて、次回に皆さんに報告されたい。

私の思うところを一通り聞いてみたいが、レインボーシティの通学距離が延びることについて、対応や課題についての意見、質問があった件を事務局から答えていただけますか。

事務局 レインボーシティについては、校区が変更になると500メートルくらい延びるが、市内の小学生の平均的な通学距離だと思っている。児童に過度の負担をかけない距離ではないと考える。県道2号線の横断には、信号機も設置されている。垣見からは既存の通学路を通るため、安全上の大きな問題はないと思っている。また、垣見ずい道を横断することは、ずい道の上に歩道が設置されるので、心配はないと思う。

会 長 通学路については、決まったら保護者の皆さんと学校で考えられると思うが、校区外通学のルールについて説明していただけないか。

事務局 昨今、いろいろな教育上の課題があり、いじめ問題、中学校の部活動等、様々な教育的配慮によって教育委員会が認めたものについて、校区外の学校に通うことが認められている。自治会から、距離が近いから校区外の学校へ行ってもいいかという質問があったが、これは許可要件に該当しないため、校区外通学は認められない。

会 長 神郷町の保護者の大半は通学距離が遠くても、東小にそのまま通学することを望まれているが、そのことについても対応や課題の把握の仕方は教育委員会としてどのように考えているのか。

事務局 大半の方がそういった意見ではあったが、なかには南小学校校区への変更を望まれているという意見もあった。今回は通学の負担を軽減するために事務局で示した案ではあるが、南小の過密化の解消といった矛盾もある。東小学校への区域外通学も認めるということ視野に入れて、地元とも調整をしていきたいと考えている。通学バスについては、別の議論が必要ではないかと思う。

会 長 新たに市街化区域に編入された区域を能登川東小に入れたらどうかと意見があった。そのことについて、その対応や課題の捉え方について、事務局から説明して欲しい。

事務局 今回、市街化区域に編入された区域の大半がもともと南小学校区域であり、距離的にも東小学校と比較すると、1キロメートル以上遠くなるので、新しく編入された区域を東小学校にとは考えていない。

会 長 今のことにも関連するが、山路、林、レインボーシティの自治会の方は市街化区域に入った方たちに押し出される形で西小、東小へという感じになった。そのことはいかかなものかと、先ほども理解を得られるように努力をして欲しいと話をしたが、事務局の思いを教えて欲しい。

事務局 南小学校、西小学校、東小学校のそれぞれの児童数や地理的な条件などを考慮すると、今回の諮問の案が合理的であると考えている。それぞれ受け入れがたい気持ちについては認識をしているが、理解を願いたいと思っている。

会 長 私が気にしているところが、この案からいくと、山路の人たちは西小へ行くということになっている。山路から西小へ行く道路は、山路のミヤビさんというところから西小の東側の道と、山路の一番西から伊庭の中へ入っていく道の2本しかない。私も雪や雨の降る日や交通量の多い時に何度か立って見ていたが、かなり危険です。そのことについて、何らかの形で事務局は考えられているのかというのを、尋ねたい。

事務局 県道2号線を通る通学路が、現在では一番安全であると思うが、そうすると距離が縮まるというメリットは少なくなると思う。距離的な面や安全面を考慮すると、既設の農道に接続する様な新しい道路の検討もしていきたいと考えている。

西小学校から山路まで、農道が何本か走っている。途中で、たんぼで途切れている部分がある。その部分を接続すれば、農道に行けるので、安全に通学できるので、道路を新設するというようなことを考えている。

委員 その土地の地権者もいるわけですね。

会長 言葉として「検討している」となると、本当に実現できるのかという不安がこちらには出てくる。必ず実現するというのなら、皆さんに伝えていただきたい。

事務局 今、検討して、地権者の方にも相談し、話を進めている。

委員 地権者は同意しているということか。

事務局 地権者の方も同意されている。

会長 私が気にしているのは、能登川中学校の西側の地域、テニスコートのあるところが、山路であるが、山路の子どもは林を通過して、西小へ行くことになる。その地域の子どもたちは、通学路を西小と東小の子がクロスして通うことになるが、対応は考えているのか。

事務局 基本的には、自治会単位でと考えているが、今のスポーツセンターのあたりは林町と山路町の子がクロスすることになるので、これは自治会で許されれば、山路の一部を東小学校へということとは可能と考えている。

委員 もうひとつ確認したいが、今、事務局が諮問した内容について、いろいろ課題はあるが、わかったと審議会から答申を出したとする。先ほど事務局の中で、校区外通学の話を出されたが、今回のこともそう言った意味で言われていると思うが、いろんなことを柔軟に事務局の中で具体案として考えてくれるという意味か。私たちが審議会として、事務局が提案した諮問の内容を、まだ決めていないが、例えば良しとして出した時に、事務局としては区域外通学というルールをうまく活用したりとか、いろんなことをしながら、個々に具体的に対応できるということを言われているのか。

事務局 大筋の答申をいただいてから、細かく詰めていかないといけない部分がたくさんあると思うので、自治会ごとのいろんなケースにひとつひとつを弾力的に対応していきたいと思っている。

会長 さっきから、私たちの審議会が重い十字架を背負って審議をしているという意見も出ています。そういった中で、柔軟なもの、弾力的なものが無く、私たちが答申をしてしまうと、私たちが抱える十字架がどんどん大きくなる。その辺の確認をしたということ。

委員 弾力的にということだが、どこまでが教育委員会の裁量の範疇なのか、どこまで答申が尊重されるのか、そのあたりが曖昧になっているので、どれだけ我々が答申しようが、教育委員会の方の解釈の中でいくらかでも裁量ができる。そうであれば、答申には意味がない

のではないか。

会 長 先ほどから様子を見てみると、その答えは出てこないだろうと思うが、審議会として方向性を答申する、答えを出すという時に、いろんな課題が保護者、自治会から意見としてある。そのことについては、大筋このままでいきたいと思っているとか、このことについては、校区外通学等々を活用して柔軟に対応しますとか、そういった具体的な個々に対する回答を次の時に出していただく。そういうことをしていく中で、我々が事務局の案に対して理解を進めるということにならないと、どうぞということにはならない。おおむねハード面で施設が不足していく、再編はどうしようもないと、せざるを得ないと、皆はほぼ理解はしている。でも、具体的な中身に対して、山路や林やレインボーシティや神郷や長勝寺が新しい市街地のところに追い出されるように感じて反対されるというのは当然出てくるだろう。そのことに対して、事務局が努力してどこまで進めているのか、私たちにその答えが返ってこない、私たちはどうぞということとは言えない。そのへんの努力をぜひお願いをしたい。

今日の説明を聞いていて、南小学校がパンクするので、林町、山路町、レインボーシティは南小学校から外れてくださいというのが1つ目としてある。2つ目に学校の適正化が、途中で出てきたのだが、東小、西小は1学級で編成されている。そういったなかで、林町、レインボーシティが東小へ行き、東小が2、3学級になる様な学校にしたいので協力をしたいと。山路町は西小へ行って、西小が2、3学級になる様な学校にしたいので協力をしたいというのが見え隠れしている。3つ目に、神郷町、長勝寺町の長距離通学を解消したいということで、林町、レインボーシティ、山路町が南小を外れてくれた隙間へ長勝寺町と神郷町は人数が少ないので、長距離通学を解消するために、そちらへ移そうというのがこの諮問である。案に3つあると思っている。でも、最終的には林町、レインボーシティ、山路町の理解が深まっていけないと、そして、理解が深まる中にいろんな課題が出てくる、再編ありきで話すわけではないが再編ありと考えた時に、その課題に対して、ほぼ適切に回答が出され、先ほどの学区外通学のことや、PTA役員さんの環境はどうするのか、制服はどうするのか、他にもいろいろある。そのへんのところを解決していかないと、適切な回答はでてこない私たちの審議会も言いにくいものがあるというのが、現状である。

時間が迫ってきている。また、今日の資料の中でまだ読んでいないものがたくさんある。要約の話は聞いているが、各自治体からの具体的な意見はまだ直接見ていない。委員の皆さんも、見ておられない。ぜひ皆さんに資料に目を通して、4月の下旬くらいに今日の内容をもう1回やる。今日質問があつて、回答をお願いしますといったことについて、事務局から回答をしてもらおうということをやらせていただきたい。事務局が回数を何回と設定されていたかはわからないが、今日の部分はもう1回やらないといけない、ということで、私も判断できたので、ぜひ4月の中下旬にもう一回設定して欲しい。できそうですか。

事務局 今、会長から話があったように、皆さまへの理解が進んでいない状況なので、4月の中下旬あたりで、もう一度、審議会の開催をお願いしたい。

会 長 もし、4月の中下旬でということで、だいたい日程を聞かせてらえると、皆さん、帰りやすいと思うが。

委 員 山路町や林町等への説明会は1回だけで終わってしまうのか。それとも、またやるのか。

会長 私もうひとつ。該当の自治会だけに説明に行かれているわけだが、学区の中の他の自治会にも、ということになると、少なくとも保護者には説明しないといけないと思う。例えば、PTAの役員会とか総会とか4、5月にされる。そこでも説明しないといけない。自治会にも理解を得る努力をしてくださいますということですから、委員さんがおっしゃったように、さらに行かないといけないと思うが、その辺についてはどうか。

委員 学校の職員として、一番心配しているのは、保護者の方も地域の方も常々言われるが、子どもたちの心のケアである。これについてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは学校での交流事業を工夫していくと言われているが、今、実際に学校に来られているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでは、きっと賄いきれないことになると思う。あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーではなくて、一番身近にいる担任が子どもたちへの心のケアへ、最も大事なものになると思う。その時に、現場の教職員へのフォローとか、人的なフォロー、研修とか、どういふことを子どもたちにしていっていいのかということに予想がつかないが、例えば交流会をするとか、地区別の活動はどうやっていくのか、ということになると、カリキュラムの大幅な改変が必要になってくる。通学路とか備品のこととか、校区外通学のこととか、そういう制度的な事よりも、やはり子どもたちのメンタル、それを現場で対応する教職員のメンタルということを大事に考えて欲しいと思っている。

会長 人的な予算を伴うことでもあるし、先生方の異動関係のことも出てくると思う。そういったところは、学校教育課で回答を考えてもらわないといけない内容になる。

事務局 私も学校現場を預かっていたので、今の質問について大変よくわかる。1点目の心のケアについては、いわゆるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという非常に優秀な方を雇用しており、令和4年度は、拡大を考えている。ここだけの問題ではないが、今はぎりぎりの時間数の雇用をしているが、ゆとりを持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの雇用を考えており、予算も要望していきたいと考えている。令和4年度は拡充をしていく。

2点目の教員の負担については働き方改革にも関わってくることで、次年度から小学校では一部教科担任制が始まるが、そうになると、担任の先生が授業に行かない時間が出てくるので、教員の働き方改革をどうしていくかも関わってくるので、今後考えていきたいと思っている。

最後、人事の件は、最終的には県が決めるが、市の意向を反映して県が決めるということになるので、交流のある学校は、学校間で人事の交流を行ったりしながら、全然知らない先生ばかりにならないとか、そういうことは市として努力していきたいと思っている。それは県にもしっかりして説明して、実現していきたい。以前にひとつの学校をふたつに分けた時も、そういう人事をして、しばらく人事を動かさないなども過去に行っているのので、そういうところでケアをしていきたいなと現時点では考えている。

委員 現段階で、先生は知っているのか。何人かの子たちは知っているかもしれない。私の子どもが1年生にいるが言えない。おそらく処理をするのは担任の先生かと思うが、今、先生がどう御存じで、返せるのか。その答えによっては、子どもたちは大きく揺さぶられるのかなと思うので、7月の答申という話がでていますが、これがどういうふうな動きをするのか、まだ、未知数だと思う。そこをケアしてもらわないと、答申が出るまでの間にも子どもたちは大きく揺さぶられことになるので、先生方はどの程度知っているのか教えて欲

しい。

事務局 まだ何も決まっていない状態なので、私の口からは先生方には、直接、学校編成については何も伝えていない。ただ、いろんな話が出ているので、能登川地区の小学校の先生方は知っている教員もいると認識している。

委員 異動の時期であり、新しく入ってくる先生方もいると思うので、急いで先生方には共有してもらって、答えを準備してもらいたいと思う。

委員 能登川南小学校の教職員には、全く知らないわけにはいかないのですが、校区の再編の議論がされていて、具体的に山路、林がこういうふうになるという案が示されていることだけは、私の方から説明している。そのことについて子どもたちや保護者から、もしも何かあったとしても、今、教育委員会とか審議会で話をしていますと、まだ、決まったわけではありませんという返し方だが、細かいことは、職員は何も答えない、校長に聞くようにと言っている。今のところ、学校への問合せは1、2件あったが、教育委員会の方に問合せしてほしいと答えている。今、南小学校では、そのように対応している。

会長 学校教育に関係することについて学校教育課、南小の校長先生から、それに対応の状況を説明された。ぜひこの内容でもう一回ということ。今日、出たことについて、答えられることについては、ぜひ次の時に回答して欲しい、報告してもらいたい、ということも含めて、4月の中下旬にもう一回と言っていますが、予定の日はおおよそ決まりましたか。

事務局 各自治会の説明会に伺った中で、審議会の議事の要旨について開示を希望される多くの意見が出ていたので、今日配っている資料の中に、第1回、第2回の審議会の議事要旨を付けてある。そのような形で了解されるのであれば、ホームページに掲載する。

見方としては、第2回、第1回もそうだが、この議事要旨だけではなく、配付されている資料も一緒に掲載していく形を考えている。(2)に各委員からいただいた意見について名前を載せずに、すべて列挙する様な形で書かせていただく。今の応答は、やりとりがわかるのではないかという意見があったので、次回の審議会で改めて提示してよろしいか。

会長 3回目のものについては第4回目にこんな風に出したいということを報告するということですね。

事務局 1回目、2回目のものについても、委員の意見を踏まえて、応答のような形での修正を加えて、3回目も合わせて、次の審議会で見てくださいという形でいかがか。

委員 内容的には間違いではないので、早めに見てもらうのが優先かと思うので、修正されたものをあげて、何かあれば改善していくという話が出来れば良いので、出すことに対して、審議会の許可がいるものではないと思う。

事務局 では、これをベースに今の意見を反映して、できるだけ早めに掲載する。

会長 先ほど2回目のことで、事務局が発表したプリントの中には、例えば、追加で、口頭で言ったが、何名かの委員が、もうこの案で仕方がないのではないかというような意見を出されたが、この中に反映されていない。課題にあがるようなことだけがあがっていて、100

パーセント同意されたかどうかはわからないが、おおむねこの案で良いのではないかと、それぞれ書いて欲しいことを言っている。願います。

事務局 わかりました。

3 その他

○第4回審議会日程について

会 長 特に都合の悪い方がないようなので、4月20日18時半に、今日の内容をもう一回やるということでお願いしたい。今日、たくさんの資料が渡されているので、目通しをして、今日は大半の方が発言されていないので、皆さまに発言をされるようお願いしたい。

これをもちまして、第3回の審議会を閉じます。御苦労様でした。

4 閉会

以 上